

赤穂市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年 ７ 月 ２ ９ 日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市規則第 ３ ２ 号

赤穂市財務規則の一部を改正する規則

赤穂市財務規則（昭和 ３ ９ 年赤穂市規則第 ６ 号）の一部を次のように改正する。

第 ７ ２ 条第 ４ 号中「社会保険診療報酬」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

付 則

この規則は、令和 ８ 年 １ ０ 月 １ 日から施行する。